

生産性革命推進事業

		①ものづくり・商業・サービス補助	②持続化補助	③IT導入補助
基本情報				
	対象	中小企業・小規模事業者 等	小規模事業者 等	中小企業・小規模事業者 等
	補助上限	原則 1,000万円	50万円(特別枠は、100万円)	30～450万円
	補助率	中小1/2、小規模2/3、(特別枠は、一律2/3)	2/3	1/2、(特別枠は、2/3)
想定される活用例		<ul style="list-style-type: none"> ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設増強する ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデルの転換を行う ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する ※特別枠とは別に、感染症の影響によって売上が減少した事業者等を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する ※特別枠に限り、PCタブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助の対象
公募スケジュール		2次募集 4月20日～5月20日 令和2年8月(3次)、11月(4次)、令和3年2月(5次)締切	2次締切 6月5日(金) 令和2年10月(3次)、令和3年2月(4次)締切	2次締切 6月頃～6月末頃予定、 令和2年9月(3次)、12月(4次)締切
特別枠の申請要件 (令和2年補正予算成立前提)		<p>補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること</p> <p>①サプライチェーンの毀損への対応 : 顧客への部品供給を維持するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</p> <p>②非対面型ビジネスモデルへの転換 : 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)</p> <p>③テレワーク環境の整備 : 従業員がテレワークを実施できるような環境を整備すること (例: WEB会議システム、PC等を含む新クライアントシステムの導入)</p>		
影響を受けた事業者への特例措置				
	①特別枠での優遇	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者について、支援内容を拡充し、優先的に採択。 ※詳細は、「特別枠の申請要件」参照		
	②申請要件緩和	生産性向上や賃上げに係る目標値の達成期間を1年間猶予		
	③遡及適用	交付決定前に発注した事業に要する経費についても対象		

令和2年4月8日現在